平成２８年（フ）第３７３号
新潟市中央区万代２丁目３番22号　リヴィエール万代901
破産者　田村　和隆
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７４号
富山市大町146番地　南富山中川病院内、住民票上の住所富山市東岩瀬村152番地
破産者　野中　俊克
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９５号
富山市西荒屋151番地１　グロワールＡ203号
破産者　桑田　淳子（旧姓田島）
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８３号
静岡県藤枝市南駿河台４丁目４番14号　パレス駿河台203号室、旧住所静岡県藤枝市田沼４丁目11番26号　鈴掛荘
破産者　岩佐　清明
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１０２号
愛知県小牧市岩崎５丁目79番地　ＷＥＳＴＷＯＯＤ１ＳＴ702号
破産者　服部　卓介
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３９８号
名古屋市中村区太閤４丁目13番18号
破産者　太田　浩史
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３３号
名古屋市天白区高宮町1021番地の１
破産者　森口　　賢
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９４号
名古屋市南区東又兵ヱ町１丁目56番地　宝笠寺ハイツＣ棟1406号
破産者　髙瀬　千歳
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８１２号
愛知県半田市潮干町１―23　株式会社ネッツ寮内、住民票上の住所兵庫県宝塚市中野町６番５―707号
破産者　虎谷　冬樹
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８０２号
北九州市八幡東区帆柱２丁目11番１―103号、開始決定時の住所大阪市北区大深町３番40―1308号
破産者　栗山　直行
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９６号
兵庫県三田市加茂426番地１　503号
破産者　中川きよ子
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２４号
神戸市灘区弓木町３丁目２番16号　フォルム六甲道101
破産者　**廣**岡　正惠
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２５号
神戸市灘区弓木町３丁目２番16号　フォルム六甲道101
破産者　**廣**岡依志子
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２６号
神戸市灘区弓木町３丁目２番16号　フォルム六甲道101
破産者　三田屋ＫＩＴＣＨＥＮこと　**廣**岡　夏子
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１００２号
神戸市須磨区須磨浦通５丁目４－９、住民票上の住所神戸市須磨区関守町３丁目３番３号
破産者　平田喜美代
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７号
兵庫県豊岡市駄坂656番地の46
破産者　山口　　望
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
広島県福山市西深津町３丁目３番46―302号
破産者　池田　理恵
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６６号
広島県福山市大門町１丁目２番14号
破産者　佐藤　麻衣（旧姓中村）
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係